

(物品・役務)

入札者注意書 (国有林野事業)

屋久島森林管理署

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号ごとに別様とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し

出があっても受理しません。

- 13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 19 入札書には、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 20 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 21 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 22 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 23 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 24 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 25 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 26 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができません。
- 27 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。